

司法書士法務一郎は、令和7年7月5日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙1から別紙8までの書類のほか登記申請に必要な書類の交付を受け、別紙9のとおり事情を聴取した。司法書士法務一郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。

そこで、司法書士法務一郎は、当該依頼に基づいて、登記の申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同月6日に登記の申請をした。

以上に基づき、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 令和7年7月6日に司法書士法務一郎が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第11問答案用紙の第1欄に記載しなさい。  
ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 別紙4及び別紙6の決議事項（別紙6第1号議案を除く。）中、司法書士法務一郎が登記の申請を代理すべきでない事項（会社法上登記すべき事項とされていない事項を除く。）を第11問答案用紙の第2欄に「別紙1第1号議案 商号変更」の振合いで記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 別紙2は、令和7年5月28日現在の東京商事株式会社の定款の抜粋であり、別紙3から別紙9に現れている以外には変更されておらず、また、会社法の規定と異なる定めは、存しない。
- アルファベットで表示されている者は、自然人又は法人であって、いずれも同じ記号の者が各々同一の自然人又は法人であるものとする。
- 東京商事株式会社は、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 東京都千代田区は東京法務局の管轄である。
- 司法書士法務一郎が申請した登記に關し、官庁の許可又は官庁への届出を要する事項はないものとする。
- 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。

- 8 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用するものとする。
- 9 登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された株主総会ごとに1通を添付するものとする。
- 10 租税特別措置法等の特例法による減免規定の適用はないものとする。
- 11 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 12 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。
- 13 第11問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。
- 14 別紙中、（以下省略）（中略）と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。

## 別紙 1

## 【令和 7 年 4 月 5 日の東京商事株式会社の登記記録の抜粋】

商 号	東京商事株式会社	
本 店	東京都千代田区西神田二丁目 2 番 2 号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<a href="http://www.tousyou.co.jp/kessan/index.html">http://www.tousyou.co.jp/kessan/index.html</a>	
会社成立の年月日	平成 14 年 4 月 1 日	
目的	1 OA 機器の販売 2 不動産の売買及び賃貸並びに管理 3 前各号に掲げる一切の事業	
発行可能株式総数	20000 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6000 株	
資本金の額	金 1 億 2000 万円	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 10 号 千代田信託株式会社本店	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
役員に関する事項	取締役 A	令和 6 年 6 月 28 日就任
	取締役 B	令和 6 年 6 月 28 日就任
	取締役 C	令和 6 年 6 月 28 日就任
	取締役 D	令和 6 年 6 月 28 日就任
	取締役 E (社外取締役)	令和 6 年 6 月 28 日就任
	取締役 F (社外取締役)	令和 6 年 6 月 28 日就任
	取締役 G	令和 6 年 6 月 28 日就任

	特別取締役 A	令和6年6月28日就任
	特別取締役 C	令和6年6月28日就任
	特別取締役 D	令和6年6月28日就任
	東京都新宿区新小川町三丁目3番3号 代表取締役 A	令和6年6月28日就任
	東京都港区赤坂四丁目4番4号 代表取締役 B	令和6年6月28日就任
	監査役 H	令和6年6月28日就任 令和7年5月10日死亡
	監査役 I	令和6年6月28日就任
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	令和6年6月28日就任
支配人に関する事項	東京都府中市本町三丁目3番3号 J 営業所 東京都千代田区西神田二丁目2番2号	
支 店	1 東京都新宿区西新宿四丁目4番4号	
	2 東京都港区赤坂五丁目51番5号	令和5年2月1日設置 令和5年2月4日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある	

別紙 2

【令和 7 年 5 月 28 日現在の東京商事株式会社の定款の抜粋】

(商号)

第 1 条 当会社は、東京商事株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社の目的は、次のとおりとする。

- 1 OA 機器の販売
- 2 不動産の売買及び賃貸並びに管理
- 3 前各号に掲げる一切の事業

(公告方法)

第 4 条 官報に掲載してする。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 5 条 当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。

(発行可能株式総数)

第 7 条 当会社の発行可能株式総数は 20000 株とする。

(株券の発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(募集株式の割当等)

第 9 条 会社法第 204 条第 1 項の募集株式の割当の決定、及び同法

第 205 条第 2 項の契約の承認は、代表取締役が行う。

(株主総会の決議)

第 11 条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(役員の員数)

第 16 条 取締役の員数は 3 名以上、代表取締役の員数は 2 名以上、及び監査役の員数は 2 名以上とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の決議)

第20条 取締役会の決議については、取締役会4名以上の出席を要する。

(監査役の選任)

第21条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第22条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

別紙 3

【令和 7 年 7 月 5 日の千代田信託株式会社の登記記録の抜粋】

商 号	千代田信託株式会社
本 店	東京都千代田大手町一丁目 1 番 10 号 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 20 号 令和 7 年 6 月 28 日移転 令和 7 年 7 月 1 日登記

## 別紙4

## 【令和7年5月28日開催の東京商事株式会社の臨時株主総会の議事の概要】

株主総数	8名
議決権を有する株主数	7名
その議決権数	3000個
議決権を有する出席株主	3名
その有する議決権数	900個

## 第1号議案 定款変更の件

議長は、当会社は株券発行会社であるが現に株券を発行しておらず、株主より株券不発行としてほしい旨の要望がある旨を述べ、令和7年6月20日をもって定款第8条の株券を発行する旨の定めを廃止することについて議場に諮ったところ、出席株主全員の賛成を得て承認可決された。

## 第2号議案 準備金の資本組入れ

議長は、令和7年6月12日をもって、資本準備金のうち、金1000万円を減少させ、これを資本金の額の増加にあてる旨を述べ、その可否を諮ったところ、株主2名（この議決権500個）の賛成を得てこれを承認可決した。

（以下省略）